

割引・減免

■ 税の軽減・免除

税の控除・減免を受けるためには、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、または障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要があります。



❗ 手帳または認定書の交付を受けるためには、別途申請が必要です。

❗ 利子などの非課税については、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

種 類	対象となる障害	問い合わせ先
個人住民税 (特別区民税・都民税)	身 知 精	◆課税課課税第一係 電話 5662-1008 FAX 5662-0347 ◆課税課課税第二係 電話 5662-1009 FAX 5662-0347
軽自動車税 (種別割)	身 知 精	◆課税課諸税係 電話 5662-1007 FAX 5662-0347
自動車税 (種別割)・(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)	身 知 精	◆江戸川都税事務所 電話 3654-2151 FAX 3652-4795 〒132-8551 江戸川区中央4-24-19 ◆足立自動車税事務所 電話 3883-2543 FAX 3858-8315 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1 ◆都税総合事務センター (東京都自動車税コールセンター) 電話 3525-4066 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10
個人事業税	身 知 精	◆中央都税事務所 電話 3553-2151 FAX 3297-0747 〒104-8558 中央区新富2-6-1
所得税・相続税・贈与税	身 知 精	◆江戸川北税務署(葛西事務所管内以外) 電話 3683-4281 〒132-8668 江戸川区平井1-16-11 ◆江戸川南税務署(葛西事務所管内) 電話 5658-9311 〒134-8567 江戸川区清新町2-3-13

❗ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免については、右記都税総合事務センター(東京都自動車税コールセンター)にお問い合わせください。

❗ 葛西事務所管内以外にお住まいの方は江戸川北税務署、葛西事務所管内にお住まいの方は江戸川南税務署にお問い合わせください。



■ 交通機関の割引

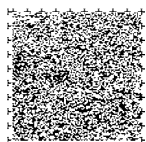
障害者手帳などをお持ちの方やその介護者を対象に交通機関の料金割引があります。



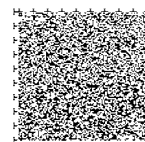
❗ 交通機関をご利用の際は必ず障害者手帳などを携帯してください。

❗ 内容が変更になる場合もありますので、最新の内容については、各窓口へお問い合わせください。

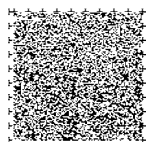
	障 害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓 口
鉄道運賃割引	身 知 精	第1種障害者とその介護者	普通乗車券・回数乗車券 ・普通急行券	5割	ＪＲまたは私鉄線の各 販売窓口
		第1種障害者とその介護者、または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児を除く)		
		第1種および第2種障害者が単独で利用	普通乗車券(片道の営業 キロが100キロメートル を超える場合)	5割	
国内航空運賃割引	身 知 精	対象(介護者)および割引率は、航空会社によって異なります。 各航空会社にお問い合わせください。			各航空会社
船舶運賃割引	身 知 精	対象(介護者)および割引率は、船舶会社によって異なります。 各船舶会社にお問い合わせください。			各船舶会社
民営バスの運賃割引	身 知 精	・身体障害者手帳所持者 ・愛の手帳所持者 ・精神障害者保健福祉 手帳所持者	乗車時に手帳を提示	5割	都内路線バス会社
	身 知	・第1種身体障害者 手帳所持者の介護者 ・愛の手帳所持者の 介護者	民営バス乗車割引証の提示 ❗ <u>介護者の割引は障害 者と同乗する場合に 限ります。</u>	5割	◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
		・身体障害者手帳所持者 ・愛の手帳所持者 ・第1種身体障害者 手帳所持者の介護者 ・愛の手帳所持者の 介護者	定期券購入時、定期券 割引購入申込書を提出 ❗ <u>小児定期券は除きます。</u> ❗ <u>バス会社によっては、 継続定期の購入時は 手帳の提示のみでよ い場合があります。</u>	3割	



	障 害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓 口
都営交通の運賃割引	身 知	都内に住所を有する ・身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 ・戦傷病者手帳特別項症から第6項症、第1款症から第5款症の交付を受けている方 ・原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当を受けている方） ！ シルバーパス、またはそのほかの障害者などの無料乗車券をお持ちの方を除きます。	都営交通無料乗車券を発行します。 対象の手帳を窓口にお持ちください。 ※更新についてはホームページをご覧ください。 ！ 被爆者健康手帳所持者は原爆症認定証または健康管理手当証書も必要です。 乗車時に都営交通無料乗車券を提示してください。（都営交通全ての運賃対象）	10割	◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
		身体障害者手帳所持者の介護者 愛の手帳所持者の介護者 ※都営地下鉄の割引は、 ・第1種身体障害者 ・12歳未満で定期利用の第2種身体障害者 ・愛の手帳所持者の介護者が対象	身体障害者手帳の提示 愛の手帳の提示 ！ 介護者の割引は、障害者と一緒に乗車し同種類の切符などを利用する場合に限ります。	5割 都バス 定期は 3割	
	精	都内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ！ シルバーパス、またはそのほかの障害者などの無料乗車券をお持ちの方を除きます。	精神障害者都営交通乗車証を発行します。 対象の手帳を窓口にお持ちください。 乗車時に精神障害者都営交通乗車証を提示してください。（都営交通全ての運賃対象）	10割	◆発行窓口 都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの各定期券発売所のうちの乗車証窓口 ◆問い合わせ 東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 生活支援担当 電話 5320-4464
		精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者 ※都営地下鉄の割引は、 ・第1種精神障害者 ・12歳未満で定期利用の第2種精神障害者の介護者が対象	手帳の提示 （東京さくらトラム、日暮里・舎人ライナー、都バス運賃が対象）	5割 都バス 定期は 3割	



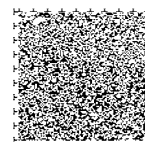
	障 害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓 口
自動車有料道路の割引	身 知	身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方	事前に申請のうえで有料道路を通行する場合に通行料金の割引が受けられます。		◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
		第1種の手帳所持者 (身体・知的)	! 営業用自動車、トラックを除きます。 本人および家族(介護者)が運転	5割	
		第2種の手帳所持者 (身体)	本人が運転する場合のみ	5割	
タクシー運賃の割引	身 知 精	身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (一部対象とならないタクシー会社あり)	乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗務員へ提示のうえ、写真により本人と確認された場合は、タクシー運賃が割引になります。	1割	◆各タクシー会社



■ 公共料金・その他の割引



	障 害	対 象 者	減 免 内 容	窓 口
NHK放送受信料の減免	身 知 精	世帯構成員全員が住民税非課税の世帯のうち、下記の手帳をお持ちの方がいる世帯 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	全額免除	◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
		住民税課税世帯で、障害者(下記の手帳所持者)が世帯主かつ受信契約者 ・身体障害者手帳(視覚または聴覚) ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	
粗大ごみ処理手数料の免除	身 知 精		粗大ごみ処理手数料が免除されます。 ❗ 申請についての詳細は、 <u>粗大ごみ受付センターまでお問い合わせください。</u>	◆粗大ごみ受付センター 電話 6744-5700 受付時間 月・火・水・木・金・土 8時～19時 (年末年始を除く)
水道・下水道料金の基本料金免除	身 知 精	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯 ❗ <u>各手当の申請方法は48ページをご参照ください。</u>	・水道料金 基本料金と1か月あたりの10m ³ までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額を免除 ・下水道料金 1か月あたりの8m ³ までの料金を免除 ❗ 申請についての詳細は、 <u>東京都水道局江戸川営業所までお問い合わせください。</u>	◆東京都水道局 江戸川営業所 電話 5661-5085 FAX 3654-9269 受付時間 平日(月～金) 8:30～17:15



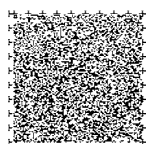
■ 郵便などの割引

◆江戸川郵便局 電話:0570-943-547 ◆小岩郵便局 電話:0570-943-786

◆葛西郵便局 電話:0570-943-353 ! 詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。



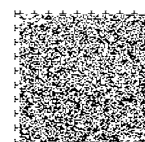
	障害	対象	減免内容
はがきの無償配布	身 知	身体障害者手帳に1級または2級の表記のある方 療育手帳(愛の手帳)に「A」または1度・2度の表記のある方	(青い鳥郵便葉書) 身体障害者、知的障害者1人につき、年1回郵便葉書20枚を無償配布します。 ! 申請時期は年1回、4月1日から5月末日までとなります。詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。
郵便料金の割引など	身 知	点字郵便物	点字のみを掲げたものの内容で、開封のものを無料で送付できます。上限は3kgです。
		点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックを安価で利用できます。
		特定録音物等郵便物	視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容とする開封の郵便物であり、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出したもの、またはこれらの施設にあてて差し出されるものを無料で送付できます。
		聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障害のある方との間で貸出しまたは返却のため発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパックを安価で利用できます。
		心身障害者用ゆうメール	日本郵便株式会社に届け出た図書館と障害のある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安価で利用できます。
		心身障害者団体が発行する第三種郵便物	心身障害者団体が、心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する事前に承認を受けた定期刊行物を、差出の承認を受けた郵便局に差し出す際、安価で利用できます。



■ 通信などの割引



	障 害	対 象	減免内容	窓 口
携帯電話料金の割引	身 知 精 難	以下の手帳などをお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費（指定難病） 受給者証 など ！ 詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。	携帯電話を利用する際に基本使用料や各種サービス料金が割引になります。割引率や申し込み方法などの詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。 ！ 携帯電話会社によっては、障害者割引を実施していない場合もあります。	◆各携帯電話会社
		以下の手帳をお持ちの方 身体障害者手帳 ・視覚障害 1級～6級 ・上肢障害・体幹機能障害 1級・2級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1級・2級 ・聴覚障害 2級～6級 ・音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害 3級・4級 愛の手帳 1度～4度 精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 戦傷病者手帳をお持ちの方で下記に該当する方 ・特別項症～第6項症の視覚障害 ・特別項症～第2項症の上肢障害 ・第2項症、第4項症の聴覚障害 ・第1項症、第2項症、第4項症の音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	N T T 番号案内の104番を無料で利用できます。 ご利用には事前登録が必要です。登録の申し込みは右記フリーダイヤルへお問い合わせください。 N T T 番号案内の104番を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と申し出てください。 有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の「ふれあい案内」は継続します。 ！ 「ふれあい案内」と申し出ない場合は、無料とはなりません。 ！ 利用の際には、申込書に記入した登録番号と暗証番号が必要となります。 【FAXでのお問合せについて】 FAXで申込書、障害者手帳を送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。	◆NTT東日本 ふれあい案内 電話 （フリーダイヤル） 0120-104174 FAX （フリーダイヤル） 0120-104134 受付時間： 平日9時～17時（土・日・祝日および年末年始12月29日～1月3日を除く）



東京都障害者休養ホーム

身 知 精



◆日本チャリティ協会（電話：3353-5942／FAX：3359-7964）
〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階

利用方法

障害者（児）の方が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を東京都が指定し、年間（4月1日～翌3月31日）2泊まで、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。

要 件	助成額（1泊あたり）
都内在住で、身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方	大人 …………… 6,490円まで 子ども …………… 5,770円まで
付き添いの方	大人 …………… 3,250円まで

- ❗ 付き添いの方は障害者（児）1人につき、1人までです。
- ❗ 受付締切日は、個人利用は利用日の2週間前、団体利用は利用日の3週間前になります。

都立公園・都立公園駐車場・都立文化施設の無料利用

身 知 精



〈都立公園〉…………… ◆ 東京都建設局公園緑地部 公園課公園企画担当
（電話：5320-5376／FAX：5388-1532）
〈都立公園駐車場〉…… ◆ 公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 営業課 営業推進係
（電話：3232-3138）
〈都立文化施設〉………… ◆ 東京都生活文化スポーツ局文化振興部 文化事業課文化施設担当
（電話：5000-7237／FAX：5388-1327）

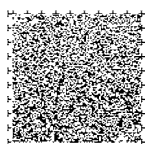
内 容

下記対象の方が、都立公園または都立公園駐車場、都立文化施設を利用する場合、障害者手帳の提示により無料で利用できます。

- ❗ 都立文化施設は、展覧会により無料にならない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

対 象

身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



- ❗ 都立公園・都立文化施設は付き添いの方も対象になります。詳しくはお問い合わせください。

区民施設利用料金の減免

身 知 精 難 (一部施設)



◆ 詳しくは下記の施設へお問い合わせください。

内容・対象

下記のいずれかに該当する方および団体

施設名など	対象 [● … 該当]			要件・減免の内容
	手帳 所持者	介助者	障害者 団体	
穂高荘 塩沢江戸川荘 ❗ <u>利用する場合は、事前予約が必要です。</u> <u>詳しくは施設にお問い合わせください。</u>	●			身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、難病による「都医療券」(負担者番号83136010)、または難病による障害者総合支援法の「障害福祉サービス受給者証」を所持する方が利用する場合に、当該手帳などの提示により、宿泊料金が減額となります。
プール(総合体育館、スポーツランド(夏季のみ)、スポーツセンター、小松川さくらホール、小岩アーバンプラザ) アイススケートリンク(スポーツランド(冬季のみ))		● (要件あり)		身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示により、介助者の施設利用料金が減免になる場合があります。 ❗ <u>詳細は、各利用施設にお問い合わせください。</u> ❗ <u>アイススケートの貸靴料は有料です。</u>
区民施設の有料駐車場	●			身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示により、区民施設を利用する際の駐車場利用料金が減免になる場合があります。 ❗ <u>障害者手帳を提示する場所は、各利用施設にお問い合わせください。</u>
グリーンパレス、各区民館、小松川さくらホール、小岩アーバンプラザ、東部フレンドホール、新川さくら館、小岩図書館、西葛西図書館、各コミュニティ会館			● (要件あり)	左記施設の集会室・和室・スポーツルームなどの施設利用料金が減免になる場合があります。 ❗ <u>詳細は、各利用施設にお問い合わせください。</u>

割引・減免／公共料金・その他の割引

